

# 令和3年度宿毛市職員採用初級資格試験案内

宿毛市職員採用初級資格試験を次のとおり行います。

令和3年9月1日

宿毛市長 中平 富宏

## 1. 試験区分・採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	職務内容
A	一般事務	5名程度	一般事務に従事します。
B	土木Ⅰ	若干名	土木業務（一般事務を含む。）に従事します。
C	土木Ⅱ （職務経験者）	若干名	土木業務（一般事務を含む。）に従事します。
D	保育士	3名程度	保育業務に従事します。
E	保健師	1名	保健師に関する専門業務（一般事務を含む。）に従事します。
F	調理師	3名程度	調理業務に従事します。
G	消防士	若干名	消防業務に従事します。

※受験申込みは、試験区分のいずれか一職種に限ります。

申込み後の試験区分の変更は認めません。

試験区分に応じた業務に従事することを基本としますが、専門分野や適性に応じ、試験区分以外の業務（事務）に従事することがあります。

## 2. 受 験 資 格

試 験 区 分		受 験 資 格
A	一 般 事 務	昭 和 6 2 年 4 月 2 日 から 平 成 1 6 年 4 月 1 日 ま で に 生 ま れ た 人
B	土 木 I	昭 和 6 2 年 4 月 2 日 から 平 成 1 6 年 4 月 1 日 ま で に 生 ま れ た 人
C	土 木 II ( 職 務 経 験 者 )	昭 和 4 7 年 4 月 2 日 以 降 に 生 ま れ た 人 で 、 令 和 3 年 8 月 3 1 日 現 在 で 民 間 企 業 等 で の 職 務 経 験 が 5 年 以 上 あ る 人
D	保 育 士	昭 和 6 2 年 4 月 2 日 以 降 に 生 ま れ た 人 で 、 保 育 士 の 資 格 を 有 す る 人 ま た は 令 和 4 年 3 月 3 1 日 ま で に 資 格 取 得 が 見 込 ま れ る 人
E	保 健 師	昭 和 5 7 年 4 月 2 日 以 降 に 生 ま れ た 人 で 、 保 健 師 免 許 を 有 す る 人 ま た は 来 春 保 健 師 免 許 取 得 が 見 込 ま れ る 人
F	調 理 師	昭 和 6 2 年 4 月 2 日 以 降 に 生 ま れ た 人 で 、 調 理 師 の 資 格 を 有 す る 人 ま た は 令 和 4 年 3 月 3 1 日 ま で に 資 格 取 得 が 見 込 ま れ る 人
G	消 防 士	平 成 4 年 4 月 2 日 から 平 成 1 6 年 4 月 1 日 ま で に 生 ま れ た 人 で 、 準 中 型 自 動 車 運 転 免 許 を 有 す る 人 ま た は 来 春 資 格 取 得 が 見 込 ま れ る 人 ※ 採 用 後 は 、 宿 毛 市 内 に 居 住 し 通 勤 可 能 な 人
<p><u>土 木 職 II に お け る 職 務 経 験 の 取 扱 い に つ い て</u></p> <p>( 1 ) 「 民 間 企 業 等 で の 職 務 経 験 」 に は 、 会 社 員 や 団 体 職 員 、 公 務 員 ( 宿 毛 市 職 員 は 除 く 。 ) 、 自 営 業 者 等 と し て の 職 歴 が 該 当 し ま す 。</p> <p>( 2 ) 雇 用 形 態 は 、 原 則 と し て 正 社 員 ( 正 職 員 ) と し ま す 。</p> <p>( 3 ) 職 務 経 験 が 複 数 あ る 場 合 は 、 1 年 以 上 継 続 し て 勤 務 し て い た 職 務 経 験 に 限 り 勤 務 期 間 を 通 算 す る こ と が で き ま す 。 ( 同 時 期 に 複 数 の 企 業 等 に 勤 務 し て い た 場 合 は 、 ど ち ら か 一 方 の 勤 務 期 間 の み 通 算 す る こ と が で き ま す 。 )</p> <p>( 4 ) 育 児 休 業 、 休 職 等 で 休 ん で い た 期 間 は 通 算 で き ま せ ン 。</p> <p>( 5 ) 最 終 合 格 発 表 後 、 職 務 経 験 期 間 の 確 認 の た め 職 歴 証 明 書 等 の 証 明 書 類 を 提 出 し て い た だ き ま す 。</p>		

※ 日 本 国 籍 を 有 し な い 者 及 び 地 方 公 務 員 法 第 1 6 条 に 定 め ら れ て い る 次 の い ず れ か に 該 当 す る 者 は 、 受 験 す る こ と が で き ま せ ン 。

- ・ 禁 錮 以 上 の 刑 に 処 せ ら れ 、 そ の 執 行 を 終 わ る ま で 又 は そ の 執 行 を 受 け る こ と が な く な る ま で の 者

- ・ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3. 受験手続

受付期間	令和3年9月1日(水)から令和3年9月17日(金)まで (土日祝日を除く)
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで
受付場所	宿毛市役所2階 総務課人事係

※ 郵送の場合は9月17日付の消印のあるものまで受け付けます。

#### (1) 申込書の請求等

##### ア 申込書等の配布場所

総務課人事係

宿毛市公式ホームページからもダウンロードできます。

イ 郵送請求の場合は、宛先を明記した返信用封筒(定型長3で94円分の切手を貼付のこと)を同封のうえ、申込封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書して請求してください。

#### (2) 申込方法

ア 所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、写真(縦4cm×横3cm)をそれぞれに貼付(同一のものに限る。)、押印のうえ、持参または郵送してください。

イ 保育士、保健師、調理師、消防士の試験を受ける人は、必ず免許証または免状の写しを添付してください。(取得見込みの人を除く。)

ウ 申込書(受験票を含む。)を受理した場合は、受験番号を記載した受験票を交付します。受験票のない場合は受験できません。

エ 郵便による申込みの場合には、宛先を明記した返信用封筒(定型長3で404円分の切手を貼付のこと)を同封のうえ必ず簡易書留をお願いします。

オ 記載事項に不正があると、公務員として任用される資格を

失うことがあります。

カ 押印、記入もれや記入事項に不備があると、受付できない場合がありますので、ご注意ください。

#### 4. 試験の日時、場所

区分	日	時	場所
第一次試験	10月17日(日)		午前8時50分 市民体育館 (宿毛市総合運動公園)
第二次試験	11月13日(土) 11月14日(日)	試験内容等については、第一次試験合格者通知の際にお知らせします。	

- (1) 第一次試験は、午前8時50分から受験についての説明を行い、午前9時から試験職種別に各種試験を実施します。
- (2) 試験の終了時間は試験職種により違いがあり、一般事務・調理師・消防士は午前中、土木・保育士・保健師は午後3時頃の予定です。

#### 5. 試験の方法

##### 第一次試験

試験科目	内 容
教養試験 (全職種) 試験時間 75分	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題
性格特性検査 (消防士以外) 試験時間 20分	公務員に求められる資質について性格特性をみる検査
職場適応性検査 (消防士以外) 試験時間 20分	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみる検査
事務適性検査 (一般事務) 試験時間 10分	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査
土木専門試験 試験時間 90分	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工に関する知識

保育士専門試験 試験時間 90 分	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む）、 保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保 健に関する知識（精神保健を含む）
保健師専門試験 試験時間 90 分	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福 祉行政論に関する知識
消防適性検査 試験時間計 35 分	消防職員としての適応性を、性格的な面・認知能 力からみる検査

### ※ 第一次試験の主な注意事項

- ア 市民体育館は土足厳禁ですので、靴を入れるビニール袋と上履きまたはスリッパを持参してください。
- イ 試験会場での食事は禁止です。
- ウ 試験会場のゴミ箱は使用できませんので、ゴミは各自が持ち帰ってください。

## 6. 合格発表

### (1) 第一次試験の合格者の発表

令和3年11月上旬（予定）に合格者には文書で通知します。  
また、市役所玄関前及び宿毛市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

### (2) 最終合格者の発表

令和3年12月上旬（予定）に合格または不合格を文書で通知します。また、市役所玄関前及び宿毛市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

## 7. 名簿登載及び採用予定

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、必要に応じて採用が決定されます。なお、欠員の状況によっては、本試験に合格していても採用されないこともあります。候補者名簿に登載された場合の採用資格の有効期限は、発表の日から1年間です。

採用は概ね令和4年4月1日ですが、所定の期日までに卒業しなかった場合や資格・免許が取得できなかった場合は採用し

ません。

なお、地方公務員法第 22 条の規定により、採用の日から 6 ヶ月間は条件附採用期間となります。この間を良好な成績で勤務を遂行したときに、正式採用となります。

## 8. 給 与

初任給の例として、一般事務・土木・消防士は高卒の場合 150,600 円（大卒の場合 171,700 円）、保育士は 160,100 円（短大卒）、保健師は 171,700 円（大卒）、調理師は高卒の場合 147,900 円ですが、採用前の職歴等に依りて加算される場合があります。

このほか、期末勤勉手当や、支給要件に該当する者は、通勤手当、扶養手当、住居手当等の諸手当が支給されます。

なお、採用される前に条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

## 9. 試験結果の公開

自己の試験結果については、宿毛市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、公開請求することができます。

公開を希望する場合は、受験者本人が受験票及び身分証明書（運転免許証等）を持参のうえ、総務課で公開を申し出てください。（土日祝日を除く 8 時 30 分～ 17 時 15 分）

試 験	公開請求できる人	公開内容
第一次試験	第一次試験不合格者	総合得点及び順位
第二次試験	第二次試験不合格者	

## 10. 新型コロナウイルス感染症への対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症をめぐる今後の状況等によっては、試験日程の変更や中止など、緊急連絡事項をお知らせする場合があります。その際は、宿毛市公式ホームページへの掲載等でお知らせします。

(2) 試験当日は、感染予防のため、マスクの着用をお願いします。なお、本人確認のため写真照合の際には、試験係員の指示

- に従い、マスクは一時的に外してください。
- (3) 試験室は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けます。室温の高低に対応できるように服装には注意してください。
  - (4) 試験当日は、検温等を行う等、ご自身で体調のご確認を行った上で来場してください。
  - (5) 試験会場に消毒液を設置しておりますので、入場の際やトイレ利用の前後等に手指の消毒をお願いします。
  - (6) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザなど（学校保健安全法で出席停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いいたします。なお、これを理由とした欠席者向けの再実施は予定しておりません。

## 11. その他

この試験に関する問合せは、下記にお願いします。

宿毛市役所総務課人事係

住所 〒788-8686 宿毛市桜町2-1

電話 0880-63-0948